

平成26年

立替金請求事件

平成26年

遺骨返還請求事件

原告 特定非営利活動法人空援隊

被告 国

準備書面3

平成27年5月14日

東京地方裁判所民事部

御中

原告 特定非営利活動法人空援隊

理事長 千葉英也

頭書事件に関し、平成26年12月18日付け被告「準備書面(2)」、平成27年2月24日付け被告「準備書面(3)」への反論、及び、原告の主張を行う。

1 総論

まず、本件において、国の行政を預かる省庁の幹部であり、一つの部署を統括する責任者が上司に確認した上で発した言葉や発行した書面が、国の責任とならずに、一職員の勝手な言動であるかのように、被告は主張するようである。

前回までに出てきた被告側の主張は全て、前述通りの趣旨であり、遺骨の返還も立替金返還もともに、弁論は全て同じ論の披瀝に過ぎない。

つまりは、その現場に居て判断を下した部署の担当者が十分に経験を積んだ上で指示されて現場に赴いた現場責任者であると考えて対処していた我々が間違っていたということであり、かつ、国家公務員が上司の確認の元の下した判断が法律を解さなかったが故に勝手に取った言動であるので、その言動に対する責任

を国がとることはないということになると思われるが、その解釈で間違いはないのか。

国を代表する現場の担当者や担当部署の責任者の言動について、その証拠となる書面があろうとも、その事実が明らかに確認されようとも、後から、国が事実を否定できるとの主張であると解釈しているが、それ以外の解釈があれば、併せて、明示されたい。

2 遺骨返還請求事件について

被告の主張は、日本国内での委託契約のみに基づいた机上論の展開で有り、フィリピン国内法、現場の事実関係に即さず、失当である。

そもそも、本件遺骨の所有権は、フィリピン国内法上、御遺骨が出土した際その土地の所有者に存在している。旧日本兵の御遺骨を日本へ帰還させるためには、まずフィリピンの所有者がその所有権を放棄した上で、日・フィリピン両国政府が旧日本兵のものであると認めた場合に限り可能となる。

本件遺骨については、現地において、御遺骨の出土状況や経緯等の周辺事実を原告が確認し、所有者から原告が御遺骨の一時譲渡を受けた段階のものであり、未だ、日・フィリピン両国政府の鑑定判断には至っていない。

よって、原告と被告との委託契約に関わらず、フィリピン国内での本件遺骨の所有権は、所有者から譲り受けた原告にあり、被告には無い。だからこそ当時の厚労省の担当責任者は「預かり証」を作成し、原告から御遺骨の現地保管を引き継いだのである。加えて、その後数年に亘りそのまま預かった御遺骨をフィリピン国内に放置した厚労省に対し、原告から返還要求をした際には、当時の担当責任者が承諾をしたのも当然のことである。

被告は、「遺骨の預り証」及び「遺骨返還の承諾」をしたのは、当時の担当責

任者の錯誤であると主張するが、事実関係を誤認しているのは、被告である。

そもそもフィリピン政府の承認なしに、被告が本件遺骨を日本に帰還させることも出来ないのであるから、元来、被告が所有権を主張する性質のものではない。所有権を持たない被告が、本件遺骨を長期に亘り保管放置していることが不自然であり、速やかに、原告を通じてフィリピン所有権者に御遺骨を返還されるべきである。

また、被告の主張には、委託契約期間内であるから委託事業の一環であるとの一様な決め付けがあるようにも読み取れるが、原告の活動は委託事業のみならず、フィリピンにおいて独自予算での情報収集活動や現地関係機関との調整活動をも行っていたことを念のため申し添えておく。

いずれも、原告から、厚労省担当責任者に多数の御遺骨情報を報告した際に、「今は、状況がやばいから、そのまま保管しておいてくれ。」との依頼を受けて各現場にて原告が管理保管していたものである。

3 立替金請求事件について

冒頭「1 総論」でも述べたとおり、また原告倉田宇山の「陳述書」(甲 12)にも記述があるように厚労省の室長が上役に確認をした上で行った行為でさえも、契約書の不存在を理由に、国はなんら責任を取らなくて良いということであれば、本件は、事実上、法律を逆手に取った厚労省における組織ぐるみの民間団体への詐欺事件ということになる。(別途損害賠償請求及び刑事告訴を準備中。)

民間団体の協力なくして成し得ない事業でありながら、都合の悪い部分は全て民間のせいにして、その成果だけ、さも行政の功績として横取りを憚らないかのような所業は、国として到底、許されるべきものではない。同じく、民間団体との問題について、一現場担当官の独断行為や錯誤で言い逃れ、所謂トカゲの尻尾

切りで、事件解決をさせてはならない。

4 まとめ

御遺骨返還請求については、上述の通り、被告認識に明らかな間違いがあり、その主張は失当しているので、事実関係を再確認の上、早急な、御遺骨の返還を求めらる。

立替金請求については、そもそも公務員としての契約義務違反であるところ、決して対等とはいえない立場での民間団体への口約束、紳士協定を結び、それを反故にしようというのであるから、結果的に多大なる損害を民間団体に押し付ける形で、国および公務員のみ免責となるというのであれば、これは明らかに一般常識では、理解し難い事態である。

以上